

## (公財) 日教弘 教育文化事業

### 日教弘埼玉支部 教育文化事業への助成 募集要項

教育文化事業への助成は、当支部において、全県的な教育研究団体が実施する事業や広く県民を対象とした有益な事業等に対して奨励することで、本県教育文化活動の振興に寄与するために行う事業です。

令和7年度は下記要項のとおり実施します。

#### 1. 主催

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 埼玉支部

#### 2. 助成要件

##### (1) 助成の趣旨

県内の教育文化事業に助成し、本県教育文化活動の振興に寄与します。

##### (2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの

##### (3) 募集対象

県内の教育文化事業団体

- ① 代表者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
- ② 全県的な教育研究団体等が実施する教育文化事業とします。
- ③ 広く県民を対象とした顕著な教育文化事業とします。
- ④ 令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）に開催される教育文化事業に助成します。

##### (4) 募集期間

令和7年4月4日（金）～令和7年5月30日（金）

##### (5) スケジュール

令和7年6月下旬頃	選考を行います。
令和7年7月上旬頃	採否の結果を通知します。
	決定通知の手交及び説明会を実施します。
令和7年9月下旬頃	助成金を贈呈します。
事業終了後1か月以内	成果報告書を提出します。

## (6) 応募方法

### ① 申請書作成・提出

申請書に必要事項を記入のうえ、当支部へ提出してください。

(様式ダウンロード先 URL : <https://www.kyoko.or.jp/business/education/>)

### ② 附属資料の提出

参考資料を添付する場合は、申請書と併せてご提出ください。また、「助成金振込先の金融機関通帳コピー」、「事業の概要」、「事業の予算書」を、必ず添付ください。

### ③ 締切

令和7年5月30日(金)当支部必着とします。

## 〈個人情報取り扱いについて〉

- ・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の団体名、助成対象テーマ及び助成金額や贈呈式等の模様を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

## 3. 助成金額

(1) 1件当たり50万円以内とします。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- ① 応募する団体に所属する方への謝金
- ② 汎用性のある機器等の購入費
- ③ 団体の一般管理費(例:懇親会等の飲食費)
- ④ 旅費交通費(ただし、外部講師の交通費は可とします。)
- ⑤ その他、事業に直接関係がない講習会費、物品等

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類(申請書や助成後に提出する成果報告書等)に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

## 4. 選考

### (1) 選考方法

- ① 日教弘埼玉支部教育振興事業選考委員会の選考後、埼玉支部幹事会の議を経て支部長が助成対象者を決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請者に連絡します。なお、採否の理由等、選考についての問い合わせには回答しません。

### (2) 選考基準

下記諸点に重点を置き選考します。

- ① 萌芽性 独創性に優れ、展開の可能性が大きいもの
- ② 計画性 計画が十分に検討されているもの
- ③ 貢献性 継続的な活動により、社会的貢献度の高いもの
- ④ 必要性 政府・企業等の補助、助成が得難い等、当支部の給付の必要性が高いもの

⑤ その他 当支部が価値を認め評価するもの

5. 助成対象団体の義務等

- (1) 申請書の内容に従って助成金を使用します。
- (2) 助成金を使用する際には必ず領収書を取り、研究活動の終了後に「成果報告書」と併せて提出してください。(領収書はコピーで可とします)
- (3) 助成金が30万円以上となる団体は、当支部と覚書を交わします。
- (4) 当支部発行の「教弘会報」及び当支部ホームページ等に助成対象団体を公表することに同意することとします。
- (5) 助成金を大会やイベント等に使用する場合は、必ず当支部へ後援名義申請を行ってください。申請方法は、電話でお問い合わせください。

6. その他の注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。
- (3) 万一、故意の虚偽記載や研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- (4) 助成が決定した事業については、活動の進捗を確認することがあります。
- (5) 助成対象団体が論文等により助成事業の成果を発表する場合には、論文等に当支部から助成を受けて行った研究の成果であることを、次の(例)のように必ず記載してください。  
(例)「本論文の作成にあたり、公益財団法人 日本教育公務員弘済会埼玉支部から令和7年度教育文化事業の助成金の贈呈を受けました。」
- (6) 研究機関のホームページや広報誌において研究の成果を発表する場合も、当支部からの助成を受けて行った研究の成果であることを、上記(5)のように必ず記載してください。

7. 問い合わせ・書類送付先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会埼玉支部

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-12-24 埼玉教育会館 7F

(担当) 教育振興・福祉課 教育研究助成係

TEL : 048-822-7554 FAX : 048-834-0550

E-MAIL : [saitama@nikkyoko.or.jp](mailto:saitama@nikkyoko.or.jp)

URL : <https://www.kyoko.or.jp/>